

西都市埋蔵文化財発掘調査報告書第62集

# 日向國府跡

平成23年度発掘調査概要報告書

2012

宮崎県西都市教育委員会

## 序

古く、日向国の中心地であった西都市には多くの文化財が分布しております。これら貴重な文化財を後世に伝えるのは我々の責務であり、本市では文化財の保護、活用に努めてきていますが、平成 17 年度に国史跡に指定された日向国府跡の保存整備を計画しています。

そこで平成 23 年度より西都市教育委員会では、今後の整備基本計画の作成に向けて、史跡指定範囲に所在する遺構の規模や配置等を確認するべく、西都市大字右松所在の国指定史跡 日向国府跡の確認調査を行いました。

本書は、その調査概要報告書です。

今回の調査では、正殿跡・東脇殿跡と推定されていた建物の規模や構造を把握するため、以前、宮崎県教育委員会によって調査された成果をもとに調査区を設けました。

今回の調査成果として、正殿跡の規模が判明し、東脇殿跡に残る痕跡から、建物が掘立柱建物から礎石建物へと変遷していることがわかりました。

今回の調査により得られた成果は、西都市だけでなく宮崎県の奈良・平安時代を理解するためには極めて重要なものです。

本報告が学術的な研究のみでなく、社会教育や学校教育の面にも広く活用されるとともに、埋蔵文化財に対する理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

なお、調査にあたってご指導・ご協力いただいた指導委員会の先生方、また発掘調査・整理作業にたずさわっていただいた方々、並びに地元の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月 30 日

西都市教育委員会

教育長 綾 寛光

## 例 言

1. 本書は、西都市教育委員会が国・県費の補助を受けて、平成 23 年度に実施した日向国府跡確認発掘調査概要報告書である。
2. 調査は、平成 23 年 6 月 23 日から平成 24 年 3 月 16 日まで行った。
3. 発掘調査は、西都市教育委員会が主体となり実施し、津曲大祐が担当した。
4. 調査及び遺構図面作成は、図七調査法第Ⅱ岸標系を基に津曲、深江龍也が行い発掘調査者全員で補助した。
5. 遺物の実測、遺構・遺物の浄書は津曲が行った。
6. 本書の執筆・編集は津曲が行った。
7. 本書に使用した方位は座標北 (G.N.) で、標高は、海拔絶対高である。
8. 報告書に用いた色調については、農林水産省農林水産技術会議事務局他監修の『新版標準上色帳』に準拠した。
9. 遺構記号は、文化庁文部科学省記念物課編『発掘調査の手引き-集落遺跡発掘編-』(2010)に準拠した。  
SB=建物、SC=廊、SD=溝、SI=堅穴建物、SP=柱穴・ピット、SX=その他である。SB を構成する SP は、3 柄で表示し、百位が SB の番号を示す。例:SB001 の第 8 柱穴は SP108。  
また、SB が建築された場合は、アルファベットの小文字により表記する。例:SB001a、SB001b。
10. 宮崎県教育委員会編『寺崎遺跡』2001 における遺構番号は、本調査における新番号の後に示した。

## 目次

第 I 章 序説	第三章 遺跡の調査
第 1 節 調査に至る経緯·····3	第 1 節 平成 23 年度調査区の設定と概要·····7
第 2 節 調査の体制 ······3	第 2 節 遺構と遺物 ······7
第 II 章 遺跡の位置と歴史的環境·····4	第四章 小結 ······14

### 報告書抄録

## 挿図目次

Fig. 1. 日向国府跡周辺遺跡分布図(1:25000)·····5	Fig. 4. 正殿地区整地土山遺物実測図(1:3)·····11
Fig. 2. 平成 23 年度調査地区とグリッド(1:1000)·····6	Fig. 5. SB006 平面図(1:200)·····13
Fig. 3. 正殿地区平面図(1:100)・上層断面図(1:40)·····9~10	Fig. 6. 柱穴上層断面図(1:40)·····13

## 図版目次

PL. 1. 日向国府跡遠景(南西から)	PL. 5 1. SP324 断面 2. SP322 平面 3. SP322 断面 ······20
2. 平成 23 年度調査区(真上から)·····16	PL. 6 1. 東脇殿地区(真上から) 2. SB006 西側柱穴列を削平 (南から) ······21
PL. 2 1. 正殿地区全景(真上から) ······17	PL. 7 1. SB006 柱穴断面
PL. 3 1. 正殿地区東側拡張区遺構検出面	2. 柱脇方と柱抜取穴の関係 ······22
2. SB003 検出状況 3. SB003 整地土・表面調査状況 ······18	PL. 8 1. SB006 柱穴検出状況
PL. 4 1. SP313・SP425 検出状況 2. SP313・425 断面	2. SB016 に検出された礎石 ······23
3. SP313 断面 4. SP301 断面 5. SP327 断面	
6. SP317 断面 7. SP319 断面 ······19	

# 第Ⅰ章 序 説

## 第1節 調査に至る経緯

当発掘調査については、日向国府跡保存整備事業に伴い実施したものであり、平成22年度からの継続事業である。

平成17年7月に国史跡の指定を受けるまで、日向国府跡の確認調査を担当したのは、宮崎県教育委員会であった。

日向国府跡の所在地は、文献史学・歴史地理学から諸説提示されていたが、いずれも決定的な証拠に欠けていた。そのような状況で、各種開発行為が進行し、国府関連遺跡が未発見のまま破壊されることを懸念し、宮崎県教育委員会が昭和63年度から3ヶ年間にわたり「国衙・郡衙・古寺等遺跡詳細分布調査」を行い、その調査成果を受けて、さらに平成3年度から5ヶ年間「国衙・郡衙・古寺等範囲確認調査」を実施し、西都市大字右松字刎田所在の寺崎遺跡付近が、国府所在地として有力視されることとなった。

そして、平成8年度から5ヶ年計画で、「国衙保存整備基礎調査」を行って、基礎資料の収集を目的とした、寺崎遺跡の確認調査が行われた<sup>(1)</sup>。

日向国府跡は宮崎県教育委員会の確認調査を経て、平成17年度に国史跡に指定された。

その後、平成22年度にかけて指定地内の公有化を行い、部分的にしか把握されていなかった国庁を構成する正殿跡等の中枢建物の全体像を明らかにし、史跡の利活用と保存整備の基本計画を作成する目的で平成22年度に指定範囲の測量、今年度より確認調査を行っている。

## 第2節 調査の体制

事業主体	西都市教育委員会		
調査主体	教 育 長	綾 寛 光	
	社会教育課長	伊 達 博 敏	
	同 補佐	蓑 方 政 幾	
	同 係長	松 尾 泰 志	
	同 主査	鹿 嶋 修 一	
調査担当	同 主任主事	津 曲 大 祐	

調査指導委員会 小田 富士雄(福岡大学名誉教授)、柴田 博子(宮崎産業経営大学教授)、杉本 正美(神戸芸術工科大学名誉教授)、箱崎 和久(奈良文化財研究所遺構研究室室長)、旭吉 法耿(西都原古墳研究所長)、山中 敏史(奈良文化財研究所名誉研究員)

発掘作業 金丸美保、黒木トシ子、児玉征子、篠原時江、関治代、長埜穂積、永友和子  
児玉キヨ、濱田幸一、長谷川クミエ

整理作業 中原昭美

## 第Ⅱ章 遺跡の立地と歴史的環境

### 第1節 立地

国指定史跡 日向国府跡は、宮崎県西都市の中心に位置する。現在の西都市街地からは直線距離にして約1kmである。

九州山地から東に伸びる丘陵が一つ瀬川により浸食され流域に沿い沖積平野を形成し、その平野を挟んで洪積世台地が南南東に伸びる。一つ瀬川からみて西側が国特別史跡西都原古墳群の広がる西都原台地である。本調査区は西都原台地の東側から南東に広がる台地中段域で、標高は約20mの位置にあり、西都原台地との比高差は約30mである。

このように当地域の地形は九州山地から伸びる丘陵が河川に浸食され形成された平野と洪積世台地から成り、その台地上や台地縁辺に遺跡が集中するといった特徴がある。

### 第2節 歴史的環境

西都原台地上を中心に縄文時代から近世にかけて多くの遺跡が所在する。

主要な遺跡を概観すると、まず台地上の東西4.0km、南北2.0kmの範囲に広がる国指定特別史跡・西都原古墳群があげられる。

古墳時代前期から後期を経て、終末期古墳まで継続して造営された古墳群であり、その通時性と同時期における多様性、良好な遺存状況は稀少な事例であり、宮崎平野部の古墳時代を理解する上で多くの情報をもつと考えられる。

特に女狭穂塚古墳は九州最大規模の墳丘をもち、男狭穂塚古墳は帆立貝式古墳では、日本最大規模の墳丘と評価される。現在は、陵墓参考地として宮内庁により管理されているが、出土埴輪や墳丘規格から、近畿中央政権との密接な紐帯を推測でき、宮崎平野の古墳時代中期における盟主墳として位置づけられる。

西都原台地は古墳群だけではなく、その台地の北西端には縄文時代早期の集石遺構が確認され、台地中央部には縄文時代後・晚期、弥生時代中期末～後期前半の竪穴建物跡が確認されており、古墳時代以前から当地域の生活遺構が所在する。また台地東北端には古墳時代初頭の集落である新立遺跡があり、台地南端部の寺原地区には古墳時代の集落が所在することが予想される。

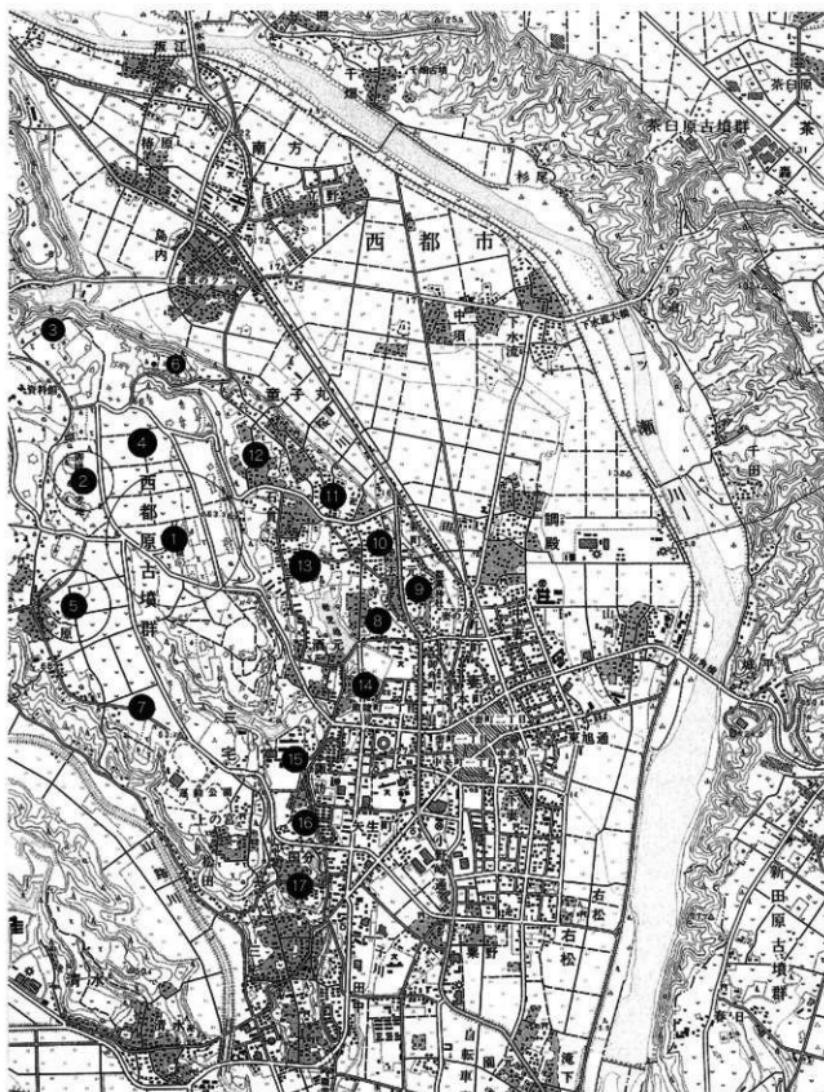
また、台地の東側から南東側にかけて、広がる台地中段域には遺跡が集中する。

西都原台地と同じく、縄文時代の集石遺構や弥生時代中期末から古墳時代後期の竪穴建物跡が確認されている。

特に6世紀後半以降の竪穴建物群が顕著で、この地区に広範囲の集落が形成されたと考えられる。その中間台地の北側に位置する寺崎地区には日向国府跡、南東側に位置する諏訪地区には日向国分尼寺跡(推定)、南の国分地区に日向国分寺跡が所在する。

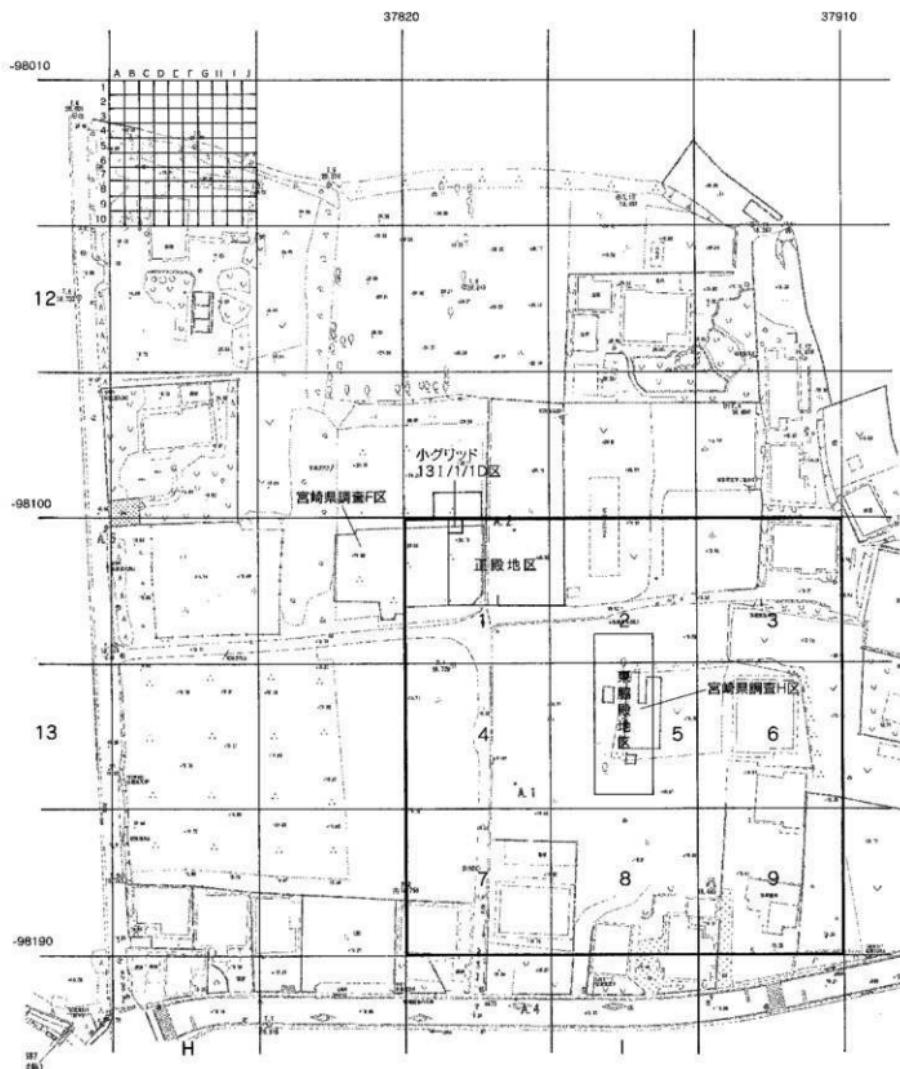
その他、西都原古墳群の支群も点在し、堂ヶ嶋地区、国分地区においては平成12～13年度に地下式横穴墓群も調査された。同地域内である法元地区、堂ヶ嶋地区を中心に6～7世紀以降の竪穴建物跡も多く確認されることから、当地域は複数時期に亘り墓域や集落域として利用されて現在に到る広域の複合遺跡として評価することができよう。

今年度の調査は、寺崎地区の日向国府跡国府中枢部分にあたる。



1. 西都原古墳群
2. 陵墓参考地(男狹徳塚古墳・女狹徳塚古墳)
3. 丸山遺跡
4. 西都原遺跡
5. 寺原遺跡
6. 新立遺跡
7. 原口遺跡
8. 日向國府跡(寺崎遺跡)
9. 上妻遺跡
10. 法元遺跡
11. 童子丸遺跡
12. 石貫遺跡
13. 堂ヶ崎遺跡
14. 酒元遺跡
15. 日向國分尼寺跡推定地
16. 国分遺跡
17. 日向國分寺跡

Fig. 1 周辺遺跡分布図(1:25,000)



- ・大グリッド(90m×90m) 13 I区・12 I区
- ・中グリッド(30m×30m) 正殿地区1~2区
- ・東正殿地区2区・5区
- ・小グリッド(3m×3m)

Fig.2 本年度調査区とグリッドの関係(1:1,000)

## 第Ⅲ章 遺跡の調査

### 第1節 平成23年度調査区の設定と概要

#### 1. 調査区の設定

平成23年度の調査区は、平成10～11年度に行われた宮崎県教育委員会による確認調査より判明した、正殿跡と考えられる建物98001、東脇殿跡と考えられる建物99001の全体像を把握するため、当時の調査区から推定される建物の範囲に設定した。各調査区の位置関係はFig.2に示した。総調査面積は716m<sup>2</sup>である。

また、今回の調査にあたり、国土調査法第II座標系を用いて国庁域を含めた妻北地区の広域に調査グリッドを設定した。

#### 2. 調査の方法

本調査は、史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業に伴う、保存整備計画作成のための遺構確認調査であり、遺構の保存が前提となる。

そのため、遺構は上面検出による確認が基本であるが、主要遺構については、遺構の構造変遷、時期や重複関係を決定するため、一部掘り下げ・土層観察を行った。

調査区は、近年まで家屋が建っており、表土下の擾乱が著しい。また、遺構検出面はほぼ表土直下であり、地表面から17～40cmで検出され、擾乱層と遺物包含層の区別がつきにくい状況であったため、これらの層から出土した遺物については、最小グリッド単位の一括で取り上げ、確実に整地土や柱穴埋土に伴う遺物に関してのみ、記録して取り上げた。

調査はまず、平成10年度の調査F区において、宮崎県教育委員会が検出した建物98001が包括される範囲に調査グリッドに従った調査区を設け、再掘削した。

そこで、建物の西側端部を検出し、それを基準に桁行5間か7間の建物を想定して東側に調査区を拡張した。

正殿跡と同じく、東脇殿地区も平成11～12年度の調査H区において、県教育委員会が検出した建物99001が包括される範囲に調査区を設定して、当時の調査区を再掘削し、遺構を検出して、その範囲を確認する目的で南北と東西に調査区を拡張する方法をとった。

### 第2節 遺構と遺物

#### 1. 正殿地区

正殿跡と考えられるSB003を中心に検出した。遺物はほとんどが搅乱を受けた状態の包含層内からの出土である。整地土に確実に含まれる状況で出土したものに、Fig.4の1に示した須恵器塊があり、内面を使用した転用鏡で、微量の朱が付着する。整地の際に混入したものであろう。

柱掘方埋土からも須恵器を模倣した土師器塊の破片が出土している。

##### SB001(建物98002)

平成8年度と10年度に調査E・F区において確認された長舎状東西棟の建物98002は、東側に延びており、西側に併設される建物SB002(建物98003)が桁行9～10間であることが想定されていることから<sup>(2)</sup>、3～4間分柱間が確認できる可能性がある。今回再掘削した調査区には、以前の調査で確認

した東側端部の2間分が含まれており、それを基準にさらに東側に柱穴が確認できないか、平面精査した。

その結果、確実に認められるのは、さらに2間分であった。

今回の調査においても、明らかにSB003を構成する柱穴の掘削の際に柱掘方を切られており、その前代に存在した建物であることが遺構の重複関係からも再確認された。

SB003を建築した際の整地土により覆われていることからも前後関係は明らかだか、その影響ではっきりと東側の端部を検出できない。

調査の目的が、SB003の規模確認と保存を目的としたものであることから、整地土を除去しないと検出できない分については、確認できなかった。

#### SB003(建物 98001)

平成10年度の宮崎県教育委員会による確認調査において、調査F区の東端に確認された大型建物跡は、身舎が梁行2間、桁行が2間分検出され、南北2面廂がつく東西棟で、さらに東側に広がることが予想された<sup>(3)</sup>。

その柱掘方の規模や整地土に含まれる遺物から、9世紀以降の正殿跡であると推測され、9世紀後半に掘立柱建物から礎石建物へと変遷していることが指摘されていた。

指定地域の公有化によって調査が可能となった東側へ調査区を拡張した結果、桁行7間の建物であることが判明した。

また、柱の配置から、以前の調査で想定されていたとおり、梁行は身舎が2間と南北二面に廂がつく構造であることが明らかとなった。

柱間寸法は、桁行約2.7m(9尺)等間、梁行約3.0m(10尺)等間である。柱掘方の形状は、ほとんどが隅丸方形か、梢円形を呈すが、最終的な掘削の形状は梢円形であるものが多い。掘方の径は0.8~1.0mを測り、調査区内で最も大型である。複数の掘方が重複するものもある。

当遺跡の造営推定尺度は、1尺が29.8cmと想定されており、実際の遺構から計測される桁行全長と梁行全長と比較すると、整合していることが認められた。

建て替えにより、柱痕跡が不明確であるのが難点だが、柱掘方中心や礎石建物段階の地業痕跡間を計測した。

また、平面精査や柱掘方断面で観察できる柱穴埋土は、柱穴ごとに異なった様相を呈しており、柱掘方の形状がそれぞれ異なる点と合わせて、建て替えの可能性を考えさせられる複雑な状況であった。

大きく分類すると、A類:褐灰色土を基本に整地土や浅黄橙色の細かい粘土塊が多く含まれ、瓦や土器片が入るしまりがない埋土に、土器碎片と焼土が入る別の柱掘方が認められる。

(例 SP327・331等)、B類:整地や地業に用いられた浅黄橙、明黄褐色の粘土(以下、整地粘土)で埋土が構成され、硬く叩き締められる。壺地業の痕跡と考えられるが、その中に焼土と土器碎片が多く混入する柱穴埋土が認められ、後出する別の柱掘方が認められる。(例 SP319・SP324

等)、C類:黒褐色土に整地土や整地粘土が含まれる埋土中に、柱抜取穴を利用して、整地粘土による壺地業が行われているもの。(例 SP302等多數)、D類:整地粘土を基本に褐灰色や黒褐色土が多く含まれるが、硬く叩き締められている埋土。柱痕跡や掘方は認められない。壺地業と評価している。(例 SP309)、E類:掘立柱建物の柱抜取穴を黒褐色土や褐色粘土、整地粘土などで埋め戻

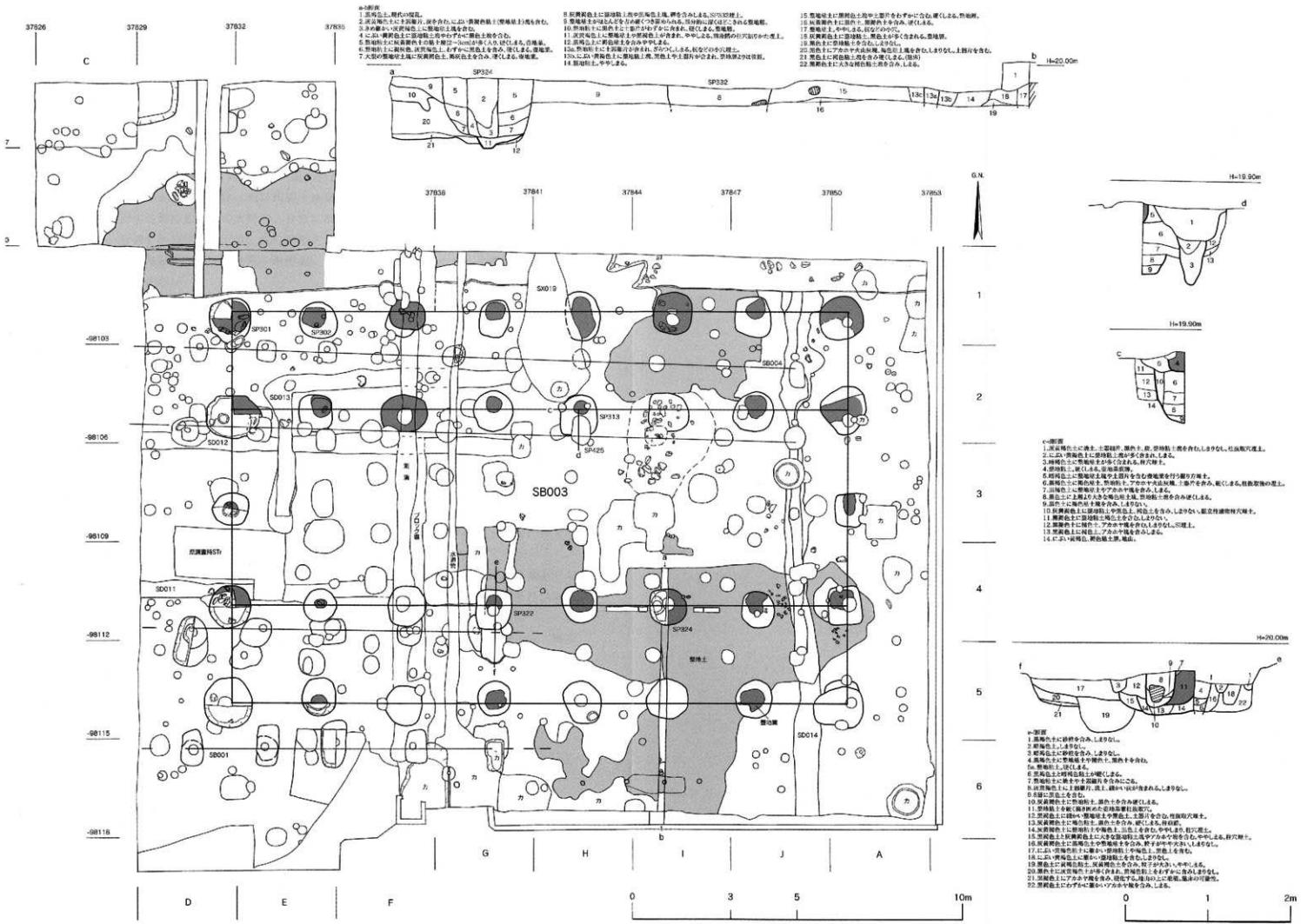


Fig.3 正殿地区平面図(1:100)と土層断面図(1:40)

し、その上に掘方を設けて整地粘土による壺地業を行ったもの。(例 SP313)の5類に分けることができ、柱抜取穴の処理の仕方と壺地業の方法が異なり、様相は複雑である。

SP313は、柱抜取穴を黒褐色土や地山で構成される土で埋め戻し、水平に埋め戻しの単位が認められ、埋土はしまる。その直上に整地粘土が円形状に置かれ掲き固められる。

Eや後述するSB006の柱穴断面の地業、C類に認められる柱穴埋土内に整地粘土がお椀状に入り、掲き固められているものに関しては、円丘状盛土地業に類似したものか<sup>(4)</sup>。

礎石建物へ移行する際の壺地業の痕跡で、後世に削平をうけ、下部のみ残存しているものと把握した。また、SP324とSP332付近は、広く掘削されて、部分的に地業が行われている。地業に用いられたのは、整地粘土であり、柱穴の壺地業に用いられたものであるが、土器片などはあまり含まれず、硬くしまる。

地業の下層には7世紀前半の堅穴建物跡が存在し、地盤が軟弱であったことが推測できる。

掘立柱建物から礎石建物へと変遷するといった解釈は追認できたが、旧建物の柱掘方を踏襲して次代の建物が建てられることから、掘立柱建物段階の建替え回数を遺構から把握しづらい。

#### SB004(回廊状遺構 98001)

宮崎県教育委員会の調査において、回廊状遺構として把握されていた柱穴列は、東側に向かつて続いていた。新たに6箇所確認できた。

柱掘方の径は、0.5~0.6mで、SB003に比べると小型である。柱間寸法は、梁行2.1m(7尺)~2.4m(8尺)、桁行は2.1m(7尺)、2.4m(8尺)、2.7m(9尺)で揃わない。

今回の調査において、柱穴の重複関係から、SB004はSB003よりも後出することがわかった。SP311とSP422、SP313とSP425で重複し、平面認識では、SB004がSB003の柱掘方を切る。

SP313とSP425において、重複関係を断面で確認するため、掘削を行った。その結果、SP425の柱抜取穴がSP313上から掘削されていることが確認された。また、SB003の礎石段階の掘方をSP425の柱掘方が切ることが判明した。

また、SP409とSP419の埋土は、多くの土器片が混入しており、その破片の中には時期を示すものがある。9世紀末~10世紀前半期と考えられる土師器片が含まれ、少なくともそれ以後が廃絶の時期と考えられる。

以前の確認調査段階では、暫定的であるがII期としてI期の建物SB001、SB002に後出し、III期に位置づけられていたSB003の前段階として、8世紀後半に比定されていたが<sup>(5)</sup>、遺構の重複関係と掘方埋土内の土師器片から、SB003に後出するものとなつた。

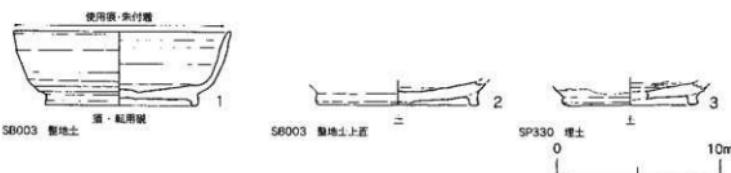


Fig.4 出土遺物実測図(1:3)

#### **SB005**

SB003 以降の建物だが、全体像がはつきりしない。柱間寸法は 5 尺、6 尺、7 尺と不揃い。

#### **SD011**

県教委の調査で確認され、西側から延びて今回の調査区内にもその延長が確認できたが、整地土下層にあり、整地層がない 1/4 J 区においては確認されないことから、途中で収束している。

幅 0.5m、深さ 0.25m を測り、埋土は明黄褐色粘土で、整地の際に埋められたものと考えられる。

#### **SD012**

県教委の調査で確認され、東側にその延長が確認されたが、1/2H 区においては確認されず、途中で収束している。幅 0.46m、深さ 0.16m と浅い。

#### **SD013**

県教委の調査で確認され、1/2E 区で東側に直角に折れる。1/2H 区でその掘方は、地山には認められず収束している。幅 0.5m、深さ 0.25m を測る。SD011 と SD012 に後出する溝である。

#### **SD014**

今回の調査で新たに検出した。1/J 区を南北に縦断する。整地土が埋土だが、SB003 と SB004、SB005 ともにこの溝を切ることから、これらの建物の前に掘削されている。幅 0.65m、深さ 0.3m を測る。

## **2. 東脇殿地区**

#### **SB006(建物 99001)**

宮崎県教育委員会により、平成 11~12 年度にかけて行われた H 区の調査で確認された長舎状南北棟で、東脇殿跡と推定されている<sup>(6)</sup>。

今回の調査では、その規模と全体像を把握するため、県教委の発掘調査区を再掘削し、南北に調査区を拡張した。

その結果、北側と西側は、後世に掘削された暗渠状の溝(SD015)により削平され、残存状況が極めて悪いことが判明した。現代に掘削された廐糞坑等の搅乱も及んでおり、柱穴の最下部しか残っていない部分があり、判断しづらい柱穴もある。特に、東側柱穴列の最北端部は削平が著しい。

また、東側柱穴列の南側は端部と考えられる柱穴が確認されたが、横に保存を計っている巨樹があり、西側への拡張が困難であったことから、脇殿の全体像を把握するのは、障害物のない、西脇殿跡の調査にゆだねることとした。

県教委の調査段階で推定されたとおり、梁行 2 間の南北棟であることが判明し、南側には、さらに 3 間分延びることとなった。北側へもさらに延びることが予想される。

柱間は桁行、梁行とともに約 2.4m(8 尺) 等間であるが、東側柱列の北側 1 間分のみ 7 尺である。残存状況のよい柱掘方の径は、1.4m を測るので、削平により柱掘方基底部のみが残存している状況で比べると、誤差が生じる可能性もある。

現在の検出した柱穴列で、西側の北端で検出した柱穴を評価すると、桁行 11 間となる。

また、県教委調査時に断ち割られた柱穴断面もさらに精査し、その土層観察から、柱抜取穴が認められ、その抜取穴を利用して、整地粘土を搗き固める壌地業を行っていることが明確になり、掘立建物から礎石建物に建て替られたものと判断した。

東側には、杭とそれを設置する際に掘削された溝も確認でき、最低でも 3 回の変遷が認められる。

礎石と考えられる巨石もSD016内から出土したが、原位置を保っていない。

#### SD015

東側から5/1E区で南側に折れ、西側柱穴列を削平する暗渠状の溝である。

搅乱の少ない調査区南側で幅約1.5mを測り、埋土中には多数の礎石が含まれ、最下層には礎石と古瓦の破片が堆積するが固定されていない。

SB006を削平することから、国庁廃絶後の遺構である。

#### SD016

5/7F・5/7G区を東西に横切ると考えられる現代に掘削された溝、もしくは廃棄坑である。幅1.3m、深さ0.7mを測る。

溝はSB006の柱穴を削平し、礎石と考えられる大型の川原石(長軸1m、短軸0.6m)が出土した。川原石は砂岩で、一つ瀬川上流に多く認められ、自然に台地上に存在するものではない。石の下部に入る土に近代の陶器破片が含まれ、原位置を保っていないことが認められた。

#### SD017(溝99018)

県教委の調査で確認され雨落ち溝と評価されていたものであるが、今回の調査で検出したところ、溝の中に杭の痕跡が見出され、その杭列がSB006を構成する東側柱列に並行して並ぶことから、基壇外装の痕跡の可能性がある。平面図に示した範囲は、溝に整地土が残存した痕跡である。西側では搅乱が著しいが、整地面において杭列を確認した。

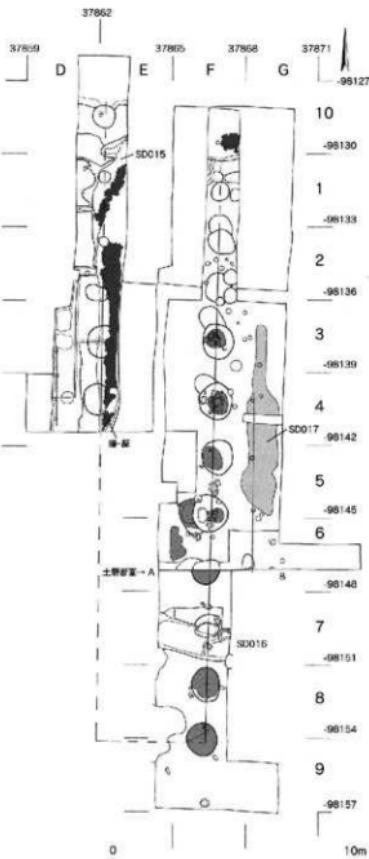


Fig.5 東脇殿地区 SB006 平面図 (1:200)

He=20.00m

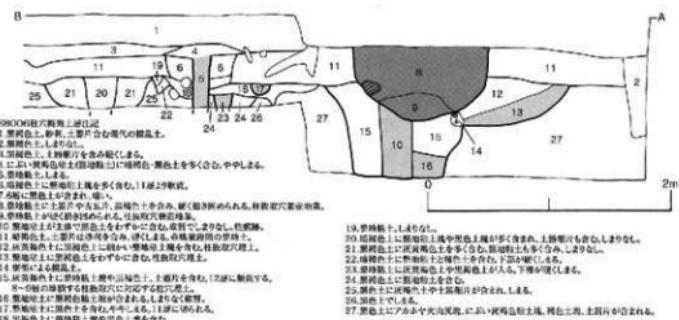


Fig.6 SB006 柱穴・整地層断面図 (1:40)

## IV章 小結

今年度の調査は、正殿跡と東脇殿跡の規模と構造を把握する目的で行った。

正殿地区の調査における成果は、SB003 の規模が確定したことと、整地層の範囲が、西北隅において把握できたが、基壇の立ち上げ位置や構造は削平により、失われている可能性が高いことが明らかになった。

唯一手掛かりとなるのが、最も整地土の残る南側に設定した a-b 断面で観察される掘方とその中に設置される杭であり、掘方は失われているが、杭状の痕跡は南側に東西方向に規則的に確認された。SP332 の中心から約 2.4m の位置である。

ただし、SB003 を取り囲むように、四方に確認することはできていない。

また、整地土は複数の種類があり、複数の時期に行われている。SB003 においては、1 期目の建物建築時と 9 世紀後半以降の細かい土師器碎片と焼土が含まれる整地土が認められる。

1 期目の整地土には、にぶい黄褐色・黄褐色粘土(以下、整地粘土)のみで行われる部分と褐色土と整地粘土によるもの、褐色土によるものが認められる。

建替えや以前に所在した 6~7 世紀の竪穴建物跡により、地盤が軟化した箇所は、部分的に地業を行っているが(SP324・332 周辺)、ここで使用されているのは、整地粘土のみであり、柱抜き取り穴の埋め戻しや礎石建物の礎石据付のための壺地業にも使用される。

人為的に掘き固めることでとても硬質になるが、単に埋め戻しで使用した場合は軟質であることから、地業の痕跡を判断する基準となる。

重要な新知見として、以前の調査で暫定的であるが II 期として空白の 8 世紀後半に位置づけられていた SB004(回廊状遺構 98001)の柱抜取穴が SB003 の柱掘方を上から切ることが確認され、遺構の前後関係が逆転したことである。

このことにより、SB003 の整地土に確実に含まれる 8 世紀後半の遺物が SB003a の造営時期を示す資料として評価できるようになった。

SB003 が礎石建物に変遷するのは、壺地業内に含まれる土器・瓦片から 9 世紀代と考えられる。県調査時の報告においては、礎石建物への変遷は、柱掘方出土遺物により、9 世紀後半に位置づけられるが、SB004 や SB005、SP322 等に認められるように、礎石建物以降に掘りこまれた可能性の高い柱穴が重複するので、柱掘方内出土遺物の扱いには慎重になる必要がある。

今回の調査において、SB003 の整地土に確実に含まれる状態で出土した須恵器碗(Fig. 4)は 8 世纪第 2~3 四半期に位置づけられる遺物で、内面が研磨されており、朱が付着した軒用碗である。

正殿跡の性格上、ここで使用されていたものとは考えにくく、遺構面まで現代の搅乱が及んでいたりや基壇は削平されたと考えられることから、曹司地区など他で使用されていたものが正殿の建築にあたる整地の際に混入した遺物として把握すべきものであろう。

つまり、須恵器の使用時期が終了し、廃棄された後に、SB003 の基礎工事が開始されたと考えられ、整地の時期は 8 世紀後半以降である。壺地業内の粘土に含まれる遺物から、礎石建物に変遷するのは 9 世紀代と考えられるので、掘立柱建物段階が複数ある可能性も考慮すべきである。

SB003 の建替え方法の特徴として、前代の柱掘方を踏襲するので、2 期目に掘立柱建物が建てられた場合、1 期目の痕跡が把握しにくい。柱穴の断面観察や平面検出においても、建替えが行われているのは確実であるが、SP322 の断面では 2 期の掘立柱建物を想定できる。

ただし、部分的な柱の取替えの可能性も否定できない。

掘立柱建物段階のSB003の建替えは、屋根を含めた全改築というよりは、柱の腐食による基盤の改築で、屋根などの上部構造に使用される部材は継続して使われていた可能性もある。

この問題を考えるには、SB003aの建築と同時に成立したと考えられる東西脇殿跡の状況も含めて考える必要がある。

東脇殿跡に比定されるSB006は、最も残存状況の良い箇所で宮崎県教委調査時に断面裁割りが行われており、柱抜取穴との関係が観察できる。

今回の調査において精査した結果、SB003と同じく、掘立柱建物段階を2期想定可能である。

Fig6に示した土層断面に認められる柱抜取穴は2基想定でき、尚且つ、2期目の抜取穴の掘方が、1期目の抜取穴を上から掘削して掘り込まれることが確認できた。

2期日の抜取穴は、柱を抜き取った跡に整地粘土を詰め、抜取穴で形成された掘方を利用して、整地粘土を搗き固め、礎石の基盤となる壺地業を行っている。

ただし、その下層に明らかに認められる掘立柱建物の柱掘方と柱痕跡は、断面からは重複が認められない。しかし、1期の掘立柱建物の柱掘方に対して2回の柱抜取穴が認められることとなり、整合しないことから、1期目掘立柱建物跡の柱掘方を踏襲して2期目の柱掘方が掘削され、1期目の掘方を完全に又は観察断面において覆っていると仮定した場合、土層断面の観察からは認定不可能である。

ここで、見えない1期目の柱掘方を想定すると、柱抜取穴との関係性が理解しやすいが、2期目と考えている柱抜取穴を1期目の柱抜取穴が完全に埋め戻された後、壺地業のために再掘削された掘方と評価した場合は、掘立柱段階は1期のみとなる。

そこで、視点を柱掘方の東側に移すと、基壇外装に関わるものと考えられる溝と杭の痕跡が確認される。溝と杭のユニットが3期確認され、最も外側には、溝と柱掘方のユニットが認められる。最下層に認められる溝と杭のユニットは、その上層から掘削される溝に切られ、そのユニットは礎石建物段階の整地層により切られ、礎石段階の整地層に設置される杭の痕跡のみ全体が断面に認められる。この最終段階と考えられる杭列は平面的に東西柱列で確認されており、建物に伴うものである。断面に認められるのは、径が15cmほどの細い痕跡である。

最低でも3回の補修が認められ、柱掘方と柱抜取穴との関係に整合するので、これがSB006全体の建て替えに対応して行われた可能性が高いと考えている。

部分的な違構の断面による観察であるが、今回の調査において認められる所見から、SB003とSB006に掘立柱建物段階が2期存在し、その後礎石建物へと変遷することを想定した。

今後、南門跡や西脇殿跡の調査において、再検証していくべき問題である。

## 註

(1) 宮崎県教育委員会編 2001『寺崎遺跡-日向国府を含む官衙遺跡-』国衙跡保存整備基礎調査報告書

(2) 前掲註(1)

(3) 前掲註(1)

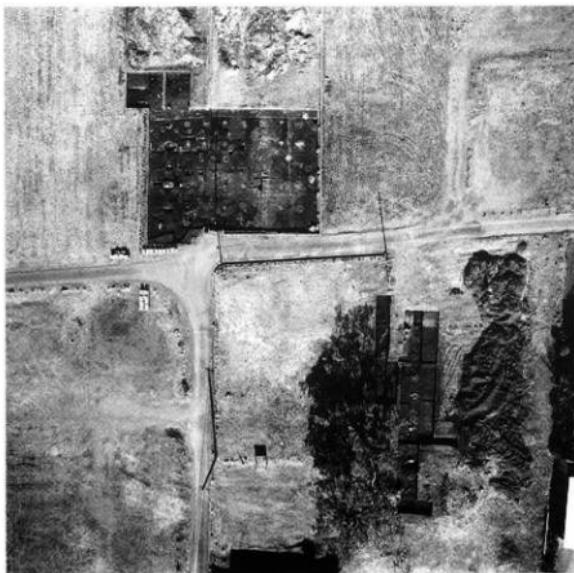
(4) 独立行政法人奈良文化財研究所編 2003『古代の官衙遺跡 I 遺構編』「III-7 磯石下の基礎地業工法」

(5) 前掲註(1)

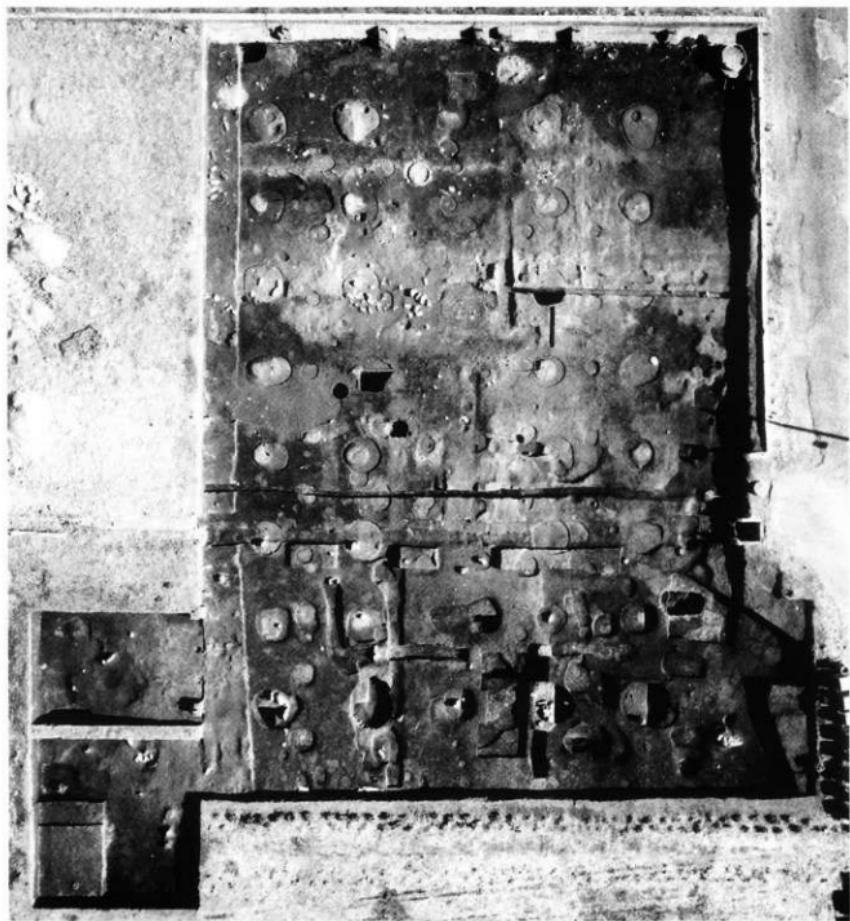
(6) 前掲註(1)



1.日向国府跡遠景(南西から)



2.平成23年度調査区(真上から)



1.正殿地区全景(真上から)



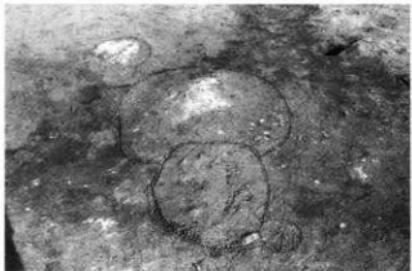
1.正殿地区東側拡張区遺構検出面



2.SB003検出状況



3.SB003整地土北西隅検出状況



1.SP313-SP425検出状況



2.SP313-SP425断面



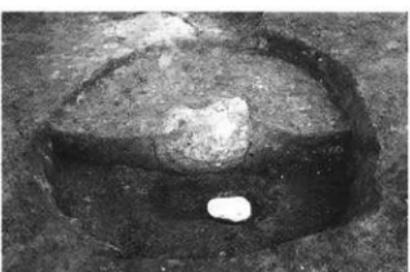
3.SP313断面



4.SP301断面



5.SP327断面



6.SP317断面



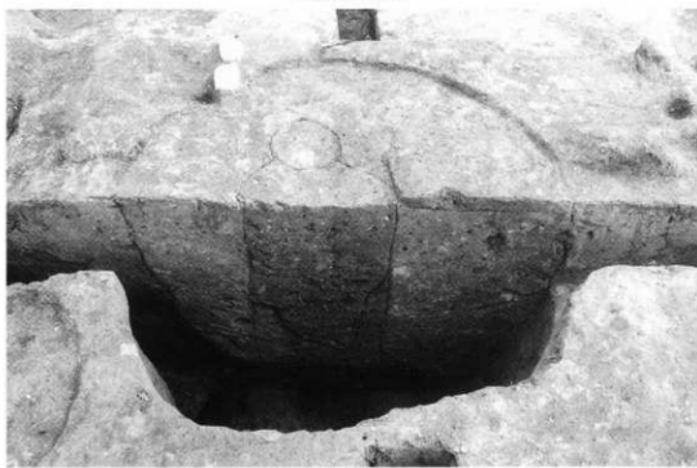
7.SP319断面



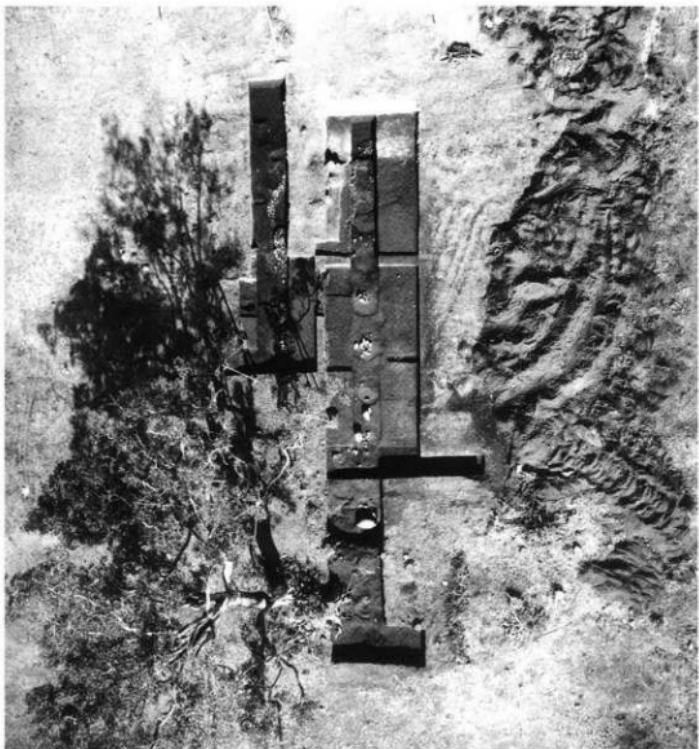
1.SP322平面



2.SP322断面



3.SP324断面



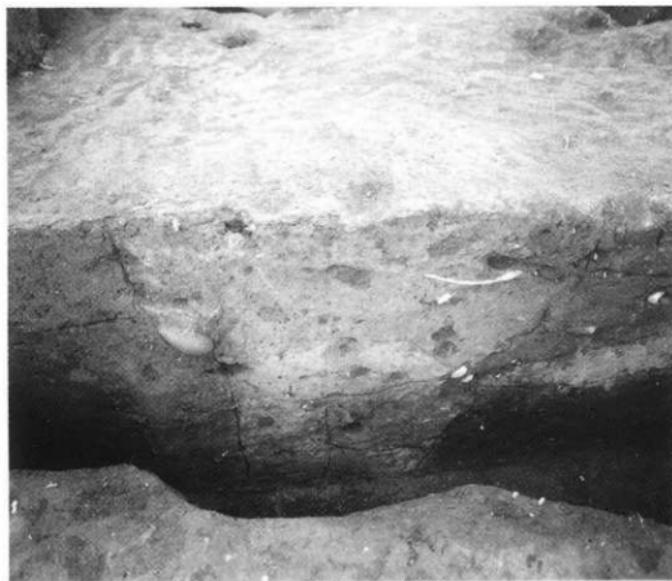
1. 東脇殿地区(真上から)



2. SB006西側柱列を削平するSD15



1.SB006柱穴断面



2.SB006柱抜取穴と壺地業



1.SB006柱穴検出状況



2.SD016内に検出された礎石と柱掘方

## 報告書抄録

ふりがな	ひゅうがこくふあと					
書名	日向国府跡					
副書名	平成23年度発掘調査概要報告書					
巻次	第1集					
シリーズ名	西都市埋蔵文化財発掘調査報告書					
シリーズ番号	第62集					
編著者名	津曲大祐					
編集機関	西都市教育委員会					
所在地	〒881-0015 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地 TEL 0983-43-1111					
発行年月日	西暦 2012年3月30日					
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	
ひゅうがこくふあと 日向国府跡	みやざきけんさいとしおおさ 宮崎県西都市大字 みぎまつあさはねだ 右松字剣田 外	1017	世界測地系 32° 06' 50"   32° 06' 53"	世界測地系 131° 24' 02"   131° 24' 04"	20110623   20120316	
調査原因	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
日向国府跡保存整備に伴う 遺構確認調査	官衙跡	奈良・平安時代	掘立柱建物跡・ 溝・整地層 壺地業	土師器・須恵器・ 古瓦・古銭（萬 年通宝等）	正殿跡・東脇殿 跡の確認調査	
調査面積	確認調査	本発掘調査				
	716m <sup>2</sup>					

---

『西都市埋蔵文化財発掘調査報告書』第62集

「日向國府跡平成23年度発掘調査概要報告書」

平成24年3月30日発行

編集発行 西都市教育委員会

印刷所 (有)河野印刷所

---

